

子ども手当

子ども手当の支給を開始します。

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、平成22年4月分から支給されます。

対象児童
中学校修了前
所得
所得制限なし
金額
子ども一人につき
月額13,000円



- 児童手当を受給していた方は、2・3月の児童手当と4・5月の子ども手当の計4カ月分を支給
- 子ども手当の認定を新たに受ける方は、4・5月の2カ月分を支給

手続きが必要な方がいますのでご確認ください

3月末時点で児童手当の受給者だった

はい

いいえ

中学1年以下の児童に加え、中学2年～3年の児童とも生計を同じくしている



中学3年以下の児童と生計を同じくしている



いいえ
対象外

いいえ

はい

はい

手続き不要
認定通知書を送付します

手続きが必要
対象の方には額改定請求書を送付します

手続きが必要
対象の方には新規認定請求書を送付します

5/25までに児童家庭課または、支所・出張所へ提出

5/25までに児童家庭課または、支所・出張所へ提出

認定された方に認定通知書を順次送付

支給

6/10(木)に支給

支給

6/10(木)から支給を開始

● 子ども手当制度開始に伴う新規申請及び額改定認定請求は本年9月30日まで、受け付けたもの限り特例として4月にさかのぼって支給されます。

こんな方はご注意を!

児童と別居している父母

児童と父母が別居している場合、児童の世帯主の方に新規認定請求書を送付しますが、仕送りや養育の状況によって、父母が受給者になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

公務員の方

新規認定請求書が自宅に送付されますが、申請は不要です。勤務先で手続きをお願いします。

児童家庭課 児童家庭係
☎内線 446・447番



国保税の課税限度額の改定について

この数年間の医療費は、高齢化などに伴い、毎年増加する傾向にあります。

平成17年度末には約2億7千万円あった国保会計の黒字額が、平成20年度末では約6千5百万円まで減少しており、国保税の見直しが必要な状況となっております。

このため、市は、将来にわたり、安定した国保制度を維持し、国保に加入する皆さんが安心して医療を受けられるよう、平成22年度から、国保税の課税限度額を次の表のとおり改定させていただきますのでお知らせいたします。

国保税の課税限度額 (単位：万円)

区分	市が定める限度額		国が定める法定限度額
	改定前	改定後	
医療分	47	47	50
後期高齢者分	9	12	13
介護分	9	10	10
合計	65	69	73

平成22年4月1日現在

非自営的失業者の方の国民健康保険税の軽減について

4月から倒産・解雇等で離職された方(特定受給資格者)や、雇止め等で離職された方(特定理由離職者)を対象に、国保税の軽減制度が始まりました。

対象者 離職日が平成21年3月31日以降で次のいずれかに該当し、求職者給付(基本手当等)を受けている方
・雇用保険の特定受給資格者で離職理由コードが「11、12、21、22、31、32」
・雇用保険の特定理由離職者で離職理由コードが「23、33、34」

軽減内容 対象者の前年の給与所得を30/100とみなして算定(給与所得以外は軽減の対象となりません)
軽減期間 離職日の翌日から翌年度末まで

手続き 雇用保険受給者証、印鑑(シヤチハタ以外)、国保加入者は健康保険証をお持ちの上、国民健康保険係で手続きをしてください。

国民健康保険係

☎内線 232・233番

国民健康保険係

☎内線 238・306番

国民健康保険係
☎内線 393・306番